

日本大学創立130周年記念奨学生（第3種）「令和6年能登半島地震対応」募集要項（在学生用）

1 募集目的

令和6年能登半島地震で被災した在学生のうち学費支弁が困難な者を対象として、意欲と能力のある学生が修学を断念することなく安心して学び、将来社会で活躍できることを目的として、日本大学では標記奨学生の募集を行います。

2 応募資格

本学の学部（通信教育部を含む）、大学院、短期大学部（専攻科を含む）、附属専門学校の正規の課程に在学中の学生で、奨学金申請書（所定の書式）及びり災証明書（写し可）の提出があった者

3 奨学金の給付額等

① 給付額

(1) 学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、大規模半壊、全焼もしくは流失した者

令和5年度及び令和6年度の授業料等*の全額相当額

(2) 学費支弁者が居住する家屋の半壊、中規模半壊もしくは半焼した者

令和5年度及び令和6年度の授業料等*の半額相当額

※ 授業料等の範囲

学部	短期大学部	大学院	専門学校
授業料	授業料	授業料	授業料
実験実習料	実験実習料	実験実習料	実習料
施設設備資金	施設設備資金	施設設備資金	施設設備資金
教育充実料			

② 給付期間 令和5年度及び令和6年度

③ 給付方法 (1) 授業料が未納の場合は、授業料等に充当します。

(2) 授業料を完納している場合は、学費支弁者（父母）の指定する口座に送金します。

④ 給付時期 (1) 令和5年度 令和6年3月（予定）

(2) 令和6年度 授業料等に充当

⑤ 他奨学金との併給について

「国の修学支援新制度」、「経済支援を目的とした本学の奨学金制度」を受給する者は、給付額からその受給額を差し引いた額となります。

4 申請方法

① 提出書類

- (1) 奨学金申請書（所定の書式）
- (2) 被災証明書（写し可）

② 提出先

所属学部等の学生課窓口（三軒茶屋キャンパスは、教学サポート課）

③ 提出期限

令和6年2月16日（金）

※ 令和5年度卒業生を除き、提出期限以降の追加申込み及び被災区分変更に伴う給付額の変更については、随時受け付けます。

5 採用後の根拠資料提出

採用後、提出いただいた申請書等の根拠資料として、別途、必要書類を求める場合があります。

6 問い合わせ先

所属学部等の学生課窓口（三軒茶屋キャンパスは、教学サポート課）

以 上